

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準（案） の概要等について

1 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 8 4 号）の施行により大麻取締法（昭和 2 3 年法律第 1 2 4 号）において条文の削除、新設等が行われたこと及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和 2 8 年法律第 1 4 号）において麻薬の定義が変更されたこと等に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 風俗営業者等に対して処分を行う事由に、次に掲げる行為を加えることとし、その量定について規定することとします。（別表関係）

ア 刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 7 9 条（監護者わいせつ及び監護者性交等）及び第 1 8 2 条（十六歳未満の者に対する面会要求等）の罪に当たる違法な行為

イ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 6 7 号）第 2 条から第 6 条までの罪に当たる違法な行為

(2) 風俗営業者等に対して処分を行う事由から、大麻取締法第 2 4 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 2 4 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 2 4 条の 7 の罪に当たる違法な行為を削ることとします。（別表関係）

(3) その他所要の規定の整理をすることとします。